

ID: 1563

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	農用地利用集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第20条の2第2項の規定による。 （農用地利用集積計画の取消し等） 第20条の2 2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。 (1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日